

「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」の一部改定案に関する
主な御意見及び当該御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
第2の4（1）定義及び概要	
アフィリエイトプログラムを利用した広告の「定義及び概要」として、「検索エンジンを活用した際に、検索結果と一緒にアフィリエイトサイトに誘導する広告を表示するもの、ポータルサイト等の広告枠にアフィリエイトサイトに誘導する広告を表示するもの、動画配信サービスの映像に付随してアフィリエイトサイトに誘導する広告を表示するもの、ソーシャルネットワーキングサービスの広告枠やユーザーの投稿自体を用いてアフィリエイトサイトに誘導する広告やアフィリエイトリンクを表示するもの」（1 ページ下から6 行目以降）とあるが、これらは有料のインターネット広告（アフィリエイトではない）や無料の投稿であり、認識を誤ることのないよう修正すべきである。これらの広告や投稿自体はアフィリエイトプログラムを利用した成果報酬型の広告そのものではないが、アフィリエイト等によるアフィリエイトサイトへの誘客のための施策であり、一連のアフィリエイトプログラムを利用した広告の延長にあるものと認識されているものである。これについては、「アフィリエイト広告等に関する検討会 報告書」（令和4 年2 月15 日、アフィリエイト広告等に関する検討会）において、Ⅱ(4)イ「アフィリエイトサイト等の集客・掲載方法の種類」（報告書12～15 ページ）として整理されているとおりである。 したがって、この文（1 ページ下から8 行目以降）については、「例えば、一見すると（中略）ウェブサイト自体がアフィリエイトサイトとなっているものがある。このようなアフィリエイトサイトへの集客・掲載の方法としては、検索エンジンを活用した際に（後略）」とするなど、「アフ	御指摘を踏まえ、実態に即した記載とするために下記のとおり本留意事項を修正いたします。 （修正前） 「例えば、一見すると中立的な第三者が商品・サービスの紹介を行っているかのように装っている記事風の広告や体験談を掲載するウェブサイト自体がアフィリエイトサイトとなっているもの、検索エンジンを活用した際に、検索結果と一緒にアフィリエイトサイトに誘導する広告を表示するもの、」 （修正後） 「例えば、一見すると中立的な第三者が商品・サービスの紹介を行っているかのように装っている記事風の広告や体験談を掲載するウェブサイト自体がアフィリエイトサイトとなっているものがある。このようなアフィリエイトサイトへの集客・掲載の方法としては、検索エンジンを活用した際に、検索結果と一緒にアフィリエイトサイトに誘導する広告を表示するもの、」

御意見の概要	御意見に対する考え方
イリエイト広告等に関する検討会 報告書」の内容や実態と齟齬の内容、事実 に即した記載に修正することが適切である。	
第2の4（2）景品表示法上の問題点	
インターネット留意事項の（注7）の第2文の以下の記載、すなわち、 「また、アフィリエイトの表示であっても、広告主とアフィリエイトとの間で当該表示に係る情報のやり取りが一切行われていないなど、アフィリエイトプログラムを利用した広告主による広告とは認められない実態にあるものについては、通常、広告主が表示内容の決定に関与したとされることはないと考えられる。」の後に以下の記述を追加すべき。 「なお、このような場合であっても、アフィリエイトが消費者を誤認させる内容の表示をしていることを広告主が認知しているにもかかわらず、あえて放置しているような場合は、広告主が、アフィリエイトに対しそのような表示を行うことを委ねていると評価され、表示内容の決定に関与しているとされることがあることに注意する必要がある。」 アフィリエイトが表示を開始した段階で、広告主とアフィリエイトとの間で表示に係る情報のやりとりが行われていなかった場合であっても、広告主が当該問題のある表示を認知し、その後も何ら是正のための対応をとらず、当該表示を自らの商品販売に利用していた場合は、広告主の表示に対する責任を問うべき場合があると考えられるため。	御指摘の点は、個別事案ごとの景品表示法上の表示主体についての解釈についてのお尋ねであり、個別の取引実態に応じて判断されるものであることから、お答えすることは困難であると考えております。
広告主側に不当表示の責任があり、アフィリエイトは表示を行う者に該当しない事例が書かれているが、反対に広告主が関与することなく誤った内容の表示をアフィリエイトが制作した場合、不当表示の責任はアフィリエイトにあり広告主に責任は無いことを明記して欲しい。	本留意事項の「(注7)」において、「アフィリエイトの表示であっても、広告主とアフィリエイトとの間で当該表示に係る情報のやり取りが一切行われていないなど、アフィリエイトプログラムを利用した広告主による広告とは認められない実態にあるものについては、通常、広告主が表示内容の決定に関与したとされることはないと考えられる。」と記載のとおり、広告主に景品表示法上の責任がないことを既に明記してい

御意見の概要	御意見に対する考え方
	ます。
「アフィリエイトが自らのアフィリエイトサイトに誘導するために 行う広告等における表示」との文言は削除すべきである。 当該表示について、広告主がその表示内容の決定に関与しているケースは稀である。	「稀」かどうかはともかく、例えば、アドアフィリエイト（広告主から表示の作成の委託を受けたアフィリエイト自身が、ポータルサイトやSNS等の広告枠を購入して、自らのアフィリエイトサイトに誘導する集客手法）については、広告主が表示内容の決定に関与している場合があるため、御指摘の文言を削除することは難しいと考えております。
「アフィリエイトはアフィリエイトプログラムの対象となる商品・サービスを自ら供給する者ではないので、景品表示法で定義される『表示』を行う者には該当せず、したがって、景品表示法上の問題が生じることはない」とあるが、アフィリエイトが事実上、商品又は役務を供給している事業者として扱われることがあるとすれば、どのような場合かを明記されたい。 アフィリエイトであっても、他の事業者と共同して商品又は役務を一般消費者に供給をしている場合には、従来と同様景表法の適用を受ける可能性があるならば、どのようなケースかを明確にすることが望ましい。	御指摘を踏まえ、本留意事項の「(注9)」を以下のように修正します。 (修正前) 「なお、アフィリエイト広告について、広告主が表示内容の決定に関与しているか否かは、個別の取引実態に応じて判断される。」 (修正後) 「なお、アフィリエイト広告について、広告主が表示内容の決定に関与しているか否かは、個別の取引実態に応じて判断される。<u>また、広告主との契約等においてアフィリエイトと位置付けられている事業者が、広告主と共同して商品又は役務を一般消費者に供給していると認められる実態にある場合は、当該事業者についても景品表示法上の問題が生じる場合がある。</u>」
最後の一文（「アフィリエイトは…景品表示法上の問題が生じることはない」と書くと、アフィリエイトが不当な表示をしても景品表示法上何も問題がなく、注意喚起すらできないというように読めるのではないか。したがって、「…景品表示法違反にはならない」という表現の方が良いのではないか。 また、これで終わらせるとアフィリエイトは不当な表示をしてもよいというふうに受け止められるおそれがあるので、その次に、「しかし、	御指摘を踏まえて、本留意事項「(注9)」を修正いたします（前記を参照ください）。 ただし、御指摘のように、広告主から表示の作成等の依頼を受けたアフィリエイトなどの事業者が、広告主の指示を超えて問題のある表示を行うことがあります。そこで、景品表示法第26条第2項に基づく本指針における「(注5)」のように通常、広告主が表示内容の決定に関与していないと考えられる場合の例示や、広告主がアフィリエイトに対し

御意見の概要	御意見に対する考え方
健康増進法は「何人も」虚偽誇大広告をしてはならないと定めているので食品の健康増進効果について虚偽誇大表示を行うと商品を自ら供給する者でなくても健康増進法等に違反することになるなど、他の法律に違反することがある。」等の文を入れて、景品表示法以外の法律で問題とされることがある旨注意喚起してはどうか。	て法令遵守の方針に違反した場合における、債務不履行を理由とする成果報酬の支払いの停止や契約解除等の具体例を不当表示の未然防止策として明確にしているところです。
(注9)が(2)の末尾にあるが、アフィリエイト広告について広告主が関与しているかどうかの判断基準なので、(2)の最初の文の後、つまり、「景品表示法上は、広告主が行った表示とされる」の後に置いた方が分かりやすいのではないかと。	既に原案で文意は明確であるため、原案どおりとさせていただきます。
「また、アフィリエイトの表示であっても、広告主とアフィリエイトとの間で当該表示に係る情報のやり取りが一切行われていないなど、アフィリエイトプログラムを利用した広告主による広告とは認められない実態にある者については、通常、広告主が表示内容の決定に関与したとされることはないと考えられる」と記載されているが、これでは、アフィリエイトに表示内容を丸投げすれば広告主に責任は生じないと読めるのではないかと。しかし、これは「他の事業者に表示内容の決定を委ねた事業者も『表示内容の決定に関与した事業者』に当たる」とする(注6)に挙げている東京高裁ベイクルーズ事件判決に反している。したがって、この文は削除すべきではないかと。たとえ広告主とアフィリエイトとの間で当該表示に係る情報のやり取りが一切行われていなくても、広告主がアフィリエイトに表示内容の決定を委ねている以上、アフィリエイトの表示は広告主の表示となると考える。	御指摘のように、広告主が「アフィリエイトやアフィリエイトプロバイダに表示内容を丸投げ」した場合は、本留意事項「(注7)」に記載した「アフィリエイトの表示であっても、広告主とアフィリエイトとの間で当該表示に係る情報のやり取りが一切行われていないなど、アフィリエイトプログラムを利用した広告主による広告とは認められない実態にあるもの」には当たりません。 また、景品表示法第26条に基づく管理上の措置は、事業者が不当表示等の未然防止を図るために求められるものであるところ、管理上の措置を講じているか否かは、同法第5条で禁止される不当表示の成否に影響を与えることはありません。同法第26条に基づく管理上の措置を講じていない事業者が不当表示の要件に該当する表示を行っていると考えられる場合、当該事業者は、措置命令等の対象になり得ます。
アフィリエイトとASPは、商品・役務の販売業者・供給業者ではなく広告規制が直接及ばないため、報酬を得るために無責任な広告表示を行う傾向にあり、通信販売業者は、自社が作成した広告ではないとして不当表示の責任を回避する傾向があります。それらを利用する消費者は、	賛同の御意見として承ります。 御指摘の点については、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
販売業者自身の広告か、委託を受けた第三者の広告か区別できないまま、自社広告だと受け止めて表示内容を信頼してしまい、消費者トラブルの被害者になっている。 広告を利用して商品・役務を供給し利益を得る事業者・販売業者等が、広告表示の内容について責任を負うことは、裁判例にもあるように従来からの解釈運用と理解している。しかし、現実には、このルールが通信販売業界・広告業界に周知徹底されていない結果、多くの消費者トラブルを起こしている。今回、この点を景品表示法上の不当表示として問題となること及び留意事項として指摘されたことは評価できる。更に、今回、アフィリエイト広告等に関する検討会報告書において、悪質な事業者対応として提言された「広告主だけでなく、広告主と共同して通信販売を行うアフィリエイトサービス プロバイダー（以下「ASP」という）、アフィリエイトター、さらには出資会社、広告代理店、広告制作会社、コンサルタント会社等についても景品表示法上を適用すること。また、景品表示法に加え、実質的な指示役を担っていた個人に対しては、業務禁止命令も視野に入れた特定商取引法の適用を行うべき。」を実行していただきたい。	
「アフィリエイトプログラムを利用した<u>広告</u>についても、広告主がその表示内容の決定に関与している場合」という箇所を、 「アフィリエイトプログラムを利用した<u>表示</u>についても、広告主がその表示内容の決定に関与している場合」と修正すべきである。 指針案や具体的事例の内容からは、「アフィリエイトプログラムを利用した広告」という用語は、アフィリエイトターによる表示（アフィリエイトリンクと共に表示される投稿）全てを指すのではなく、あくまで、広告主が自ら作成したり、アフィリエイトターに作成を委ねるなど、広告主がその表示内容の決定に関与した実態がある表示、つまり、広告主による表	「アフィリエイトプログラムを利用した広告」とは、文字どおり、アフィリエイトプログラムを利用した広告のことであり、アフィリエイトプログラムについては、本留意事項「第2の4（1）定義及び概要」に記載しているとおりです。 既に本留意事項において、文意は明確となっていることから、原案どおりとさせていただきます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
示と判断されるものを指していることが読み取れ、だからこそ、管理上の措置の対象となっていると認識している。 しかし、留意事項案における現在の記載では、「アフィリエイトプログラムを利用した広告」の中に、「広告主がその表示内容の決定に関与していない場合」と「関与している場合」と両方があることになり、管理上の措置が求められる対象が「関与していない場合」の表示にまで広がってしまう。 留意事項と指針や具体的事例とで同一用語が違う意味を持つと混乱することから、上記修正をしていただきたい。	
その他	
インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項の一部改定案撤回を強く求めます。	御指摘の点については、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。